

標準旅行業約款

別紙 特別補償規程

第一章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

- 第一条 1. 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を被ったときに、本章から第四章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。
2. 前の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ時に吸入、吸収又は攝取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摄取した結果生じる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

- 第二条 1. この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二条第一項及び受注型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。
2. この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の時までに間違つて「企画旅行参加中」として、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは又は復帰したときは、その離脱の時から復帰の時までの間に「企画旅行参加中」としまして、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、「企画旅行参加中」とはいたしません。
3. 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- ①添乗員、当社の使用人又は代理人が受け付を行なう場合は、その受け付完了時
- ②前号の受け付が行なれない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
- イ 航空機であるときは、乗客のみが乗れる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
- ロ 船舶であるときは、船舶の完全な完了時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- ニ 車両であるときは、降車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4. 第二項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

①添乗員、当社の使用人又は代理人が受け付を行なう場合は、その受け付完了時

②前号の受け付が行なれない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが乗れる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、船舶の完全な完了時

ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第二章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合—その一)

第三条 1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

①旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

②死亡補償金を受けるべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

③旅行者の自殺行為、犯罪行為又は鬭争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

④旅行者が法令に定められた運転規格を守たないで、又は酒に酔つて正常な運転ができる状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

⑤旅行者が故意に法違反による行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

⑥旅行者の脳膜炎、疾病又は死神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

⑦旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的治療その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

⑧旅行者の刑の執行行為は拘留若しくは通院中に生じた事故。

⑨戦争、外因の武力行使、革命、暴動奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類する事変又は暴動(この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

⑩核燃料物質(使用済燃料を含みます。)又は同様の物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらに特徴する事故

⑪前二号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故

⑫第二号以外の放射線照射又は放射能

2. 当社は、原因のいかんを問わず、頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合—その二)

第四条 1. 当社は、国内旅行の目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

①地震、噴火又は津波

②前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合—その三)

第五条 1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

①旅行者が別表第一に定める運動を行なっている間に生じた傷害

②旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターバイクによる競技、競争、興行(いずれも練習を含みます。)又は試運転(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた傷害については、企画旅行の運行日程に含まれていなくても、補償金等を支払います。

③航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合—その四)

第五条の二 1. 当社は、旅行者又は死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

①その者が死ぬ補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

②暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

③反社会的勢力に対する資金等を提供し、又は便宜を供与する等の闇ををしていると認められること。

④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第三章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払額)

第六条 1. 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千五百万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては千五百万円(以下「補償金額」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第七条 1. 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能的重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった傷害が治った後のもの)を生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合で生じた傷害

2. 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八十日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から百八十一日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3. 別表第二の各号に掲げていない場合に後遺障害補償金については、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に關係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の一(三)、一(四)、二(三)、四(四)及び五(二)に掲げる機能障害に至らない障害に對しては、後遺障害補償金を支払いません。

4. 同一事例による二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に百八十日までの後遺障害に對して、その合計額を支払います。ただし、別表第二の各号に掲げたところより二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に百八十日までの後遺障害に對して、その合計額を支払います。ただし、別表第二の各号に掲げたところより二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に百八十日までの後遺障害に對して、その合計額を支払います。

5. 前各項に基づき当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第八条 1. 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。)した場合に、その日数に對し、次の区分に從って入院見舞金を旅行者に支払います。

①海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき。 四十万円

ロ 入院日数九日以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ハ 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。 十万円

二 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。 四万円

②国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき。 二十万円

ロ 入院日数九日以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 十万円

ハ 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。 五万円

二 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。 二万円

2. 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3. 当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第九条 1. 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。)した場合に、その日数に對し、次の区分に從って通院見舞金を旅行者に支払います。

①海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九日以上の傷害を被ったとき。 十万円

ロ 通院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。 五万円

ハ 通院日数三日以上七日未満の傷害を被ったとき。 二万円

②国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九日以上の傷害を被ったとき。 五万円

ロ 通院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。 二万五千円

ハ 通院日数三日以上七日未満の傷害を被ったとき。 一万円

2. 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3. 当社は、平常の業務に從事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に對しては、通院見舞金を支払いません。

4. 当社は、かかる場合においても、事故の日から百八十日経過した後も、傷害が治ったとき以降の通院に對しては、通院見舞金を支払いません。

5. 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(死亡の推定)

第十一条 1. 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となってから、又は遭難してから三十日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、旅行者が第一条の傷害によって死亡したと推定します。

(他の身体障害又は疾病的影響)

第十二条 1. 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病的影響により、又は第一条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾患の影響により第一条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の手続)

第十三条 1. 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

①死亡補償金請求の場合

イ 旅行者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書

ロ 公文機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診療書又は死体検査書

②後遺障害補償金請求の場合

イ 旅行者の印鑑証明書

ロ 公文機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったときの通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

2. 当社は、前項以外の書類の提出を求めることがあります。

3. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第一項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事實を告げず、若しくは不実のことを行なったときは、当社は、補償金等を支払いません。

(損害程度等に関する説明等の請求)

第十四条 1. 旅行者が第一項の規定に違反したときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

<p